

使用料体系の設定



◆目次

§ 1. 使用料改定の方針（前回の振り返り）

1-1. 使用料改定のポイント

1-2. 使用料算定までの流れ

1-3. 【STEP1】 使用料算定期間の設定

1-4. 【STEP2】 使用料対象経費の算定

§ 2. 使用料体系の設定

2-1. 【STEP3】 使用料対象経費の分解・配賦

2-2. 【STEP4】 使用料体系の設定

2-3. 使用料改定案の概要

2-4. 各CASE案の比較

§ 1. 使用料改定の方針（前回の振り返り）

2

1-1. 使用料改定のポイント

1. 維持管理費と償還利息を使用料収入で賄うことを目標とする。
2. 一般会計繰入金のうち、基準外繰入金までを賄えるようにする。
3. 急激な負担増を避けるため、段階的な改定を行う。
4. 使用料単価は、国の標準的な下水道料金の目安である150円/m³とする。
5. 基本使用料を一定程度引き上げ、安定的な収入を確保する。

§ 1. 使用料改定の方針（前回の振り返り）

3

1-2. 使用料算定までの流れ

第2回審議会

STEP1

【使用料算定期間の設定】

公共料金としての安定性を確保するため、使用料算定期間（一般的には3～5年程度）を設定する。

STEP2

【使用料対象経費の算定】

使用料算定期間内に事業を行う財源として使用料収入の必要額を算定する

STEP3

【使用料対象経費の分解・配賦】

使用料対象経費を性質的に分解し、その性質に応じて基本使用料と従量使用料に配賦する

STEP4

【使用料体系の設定】

必要な使用料収入を確保するための使用料体系を設定する

第3回審議会

§ 1. 使用料改定の方針（前回の振り返り）

1-3. 【STEP1】 使用料算定期間の設定

使用料算定期間を経営戦略見直し期間にあわせ、5年間（令和9年～13年）に設定します。

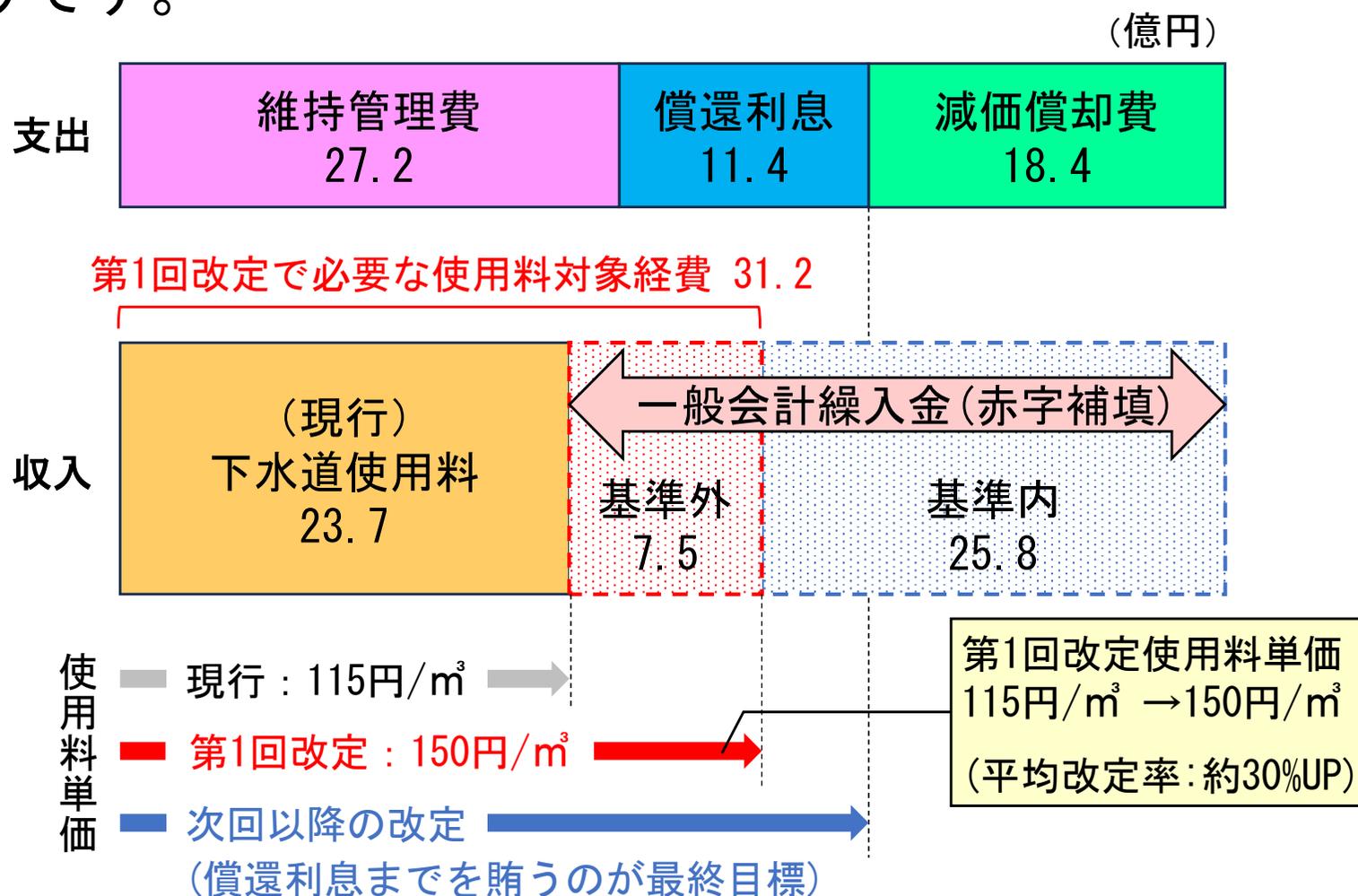
項目	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	令和18年		
第1回使用料改定			○ 第1回改定	第1回使用料算定期間										
第2回使用料改定								○ 第2回改定	第2回使用料算定期間					
経営戦略	○	→					○ 見直し	→					○ 見直し	→

§ 1. 使用料改定の方針（前回の振り返り）

5

1-4. 【STEP2】 使用料対象経費の算定

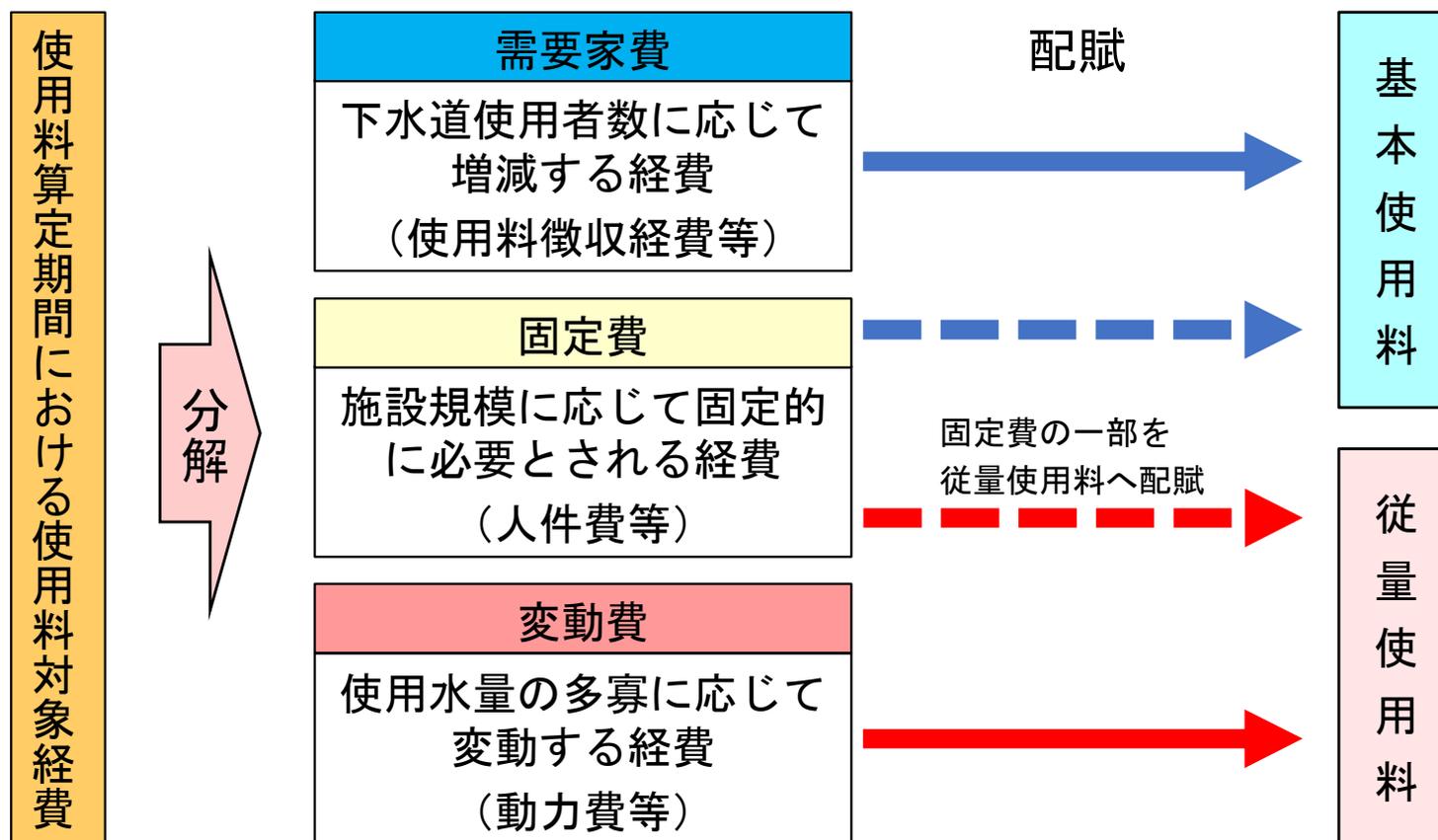
使用料算定期間（令和9年～13年）における費用は以下のとおりです。



§ 2. 使用料体系の設定

2-1. 【STEP3】 使用料対象経費の分解・配賦

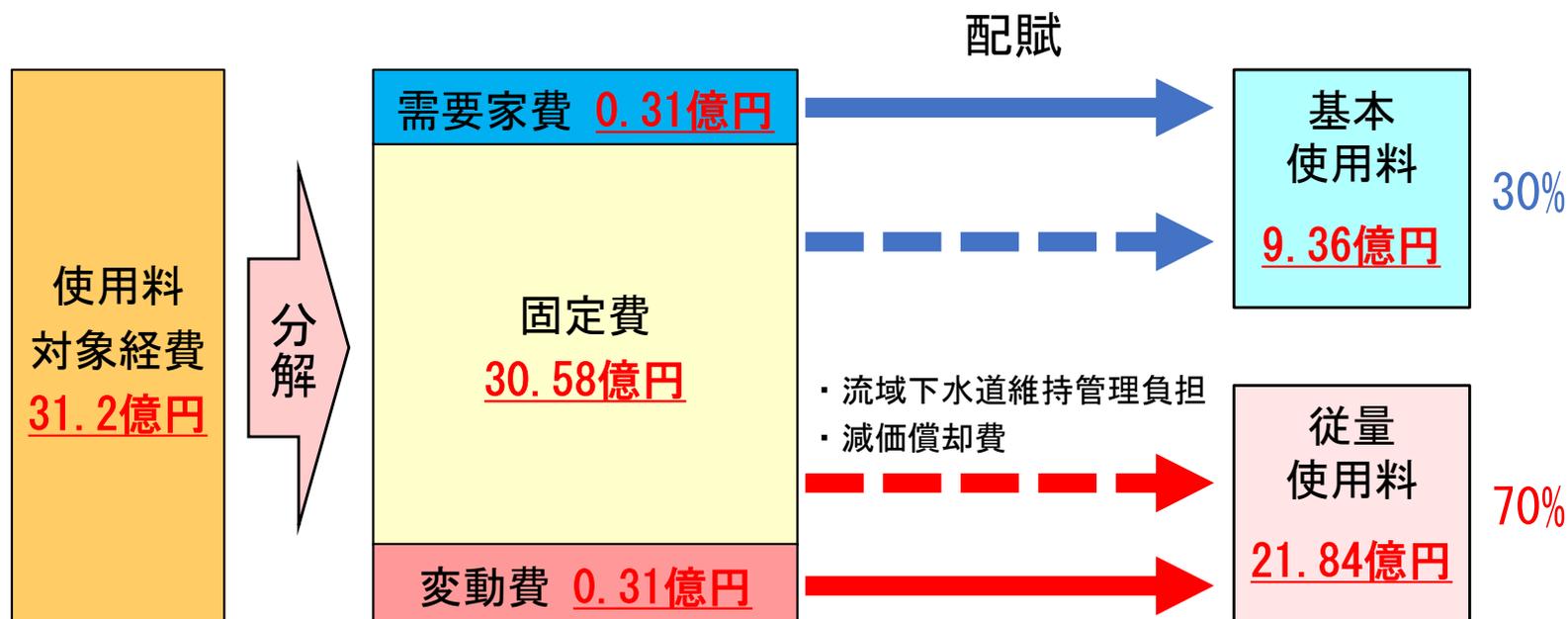
「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、使用料対象経費を性質的に分解し、その性質に応じて基本使用料、従量使用料に配賦します。



§ 2. 使用料体系の設定

2-2. 【STEP4】 使用料体系の設定 (CASE. A)

使用料対象経費の分解・配賦した結果より、CASE. A案を設定します。

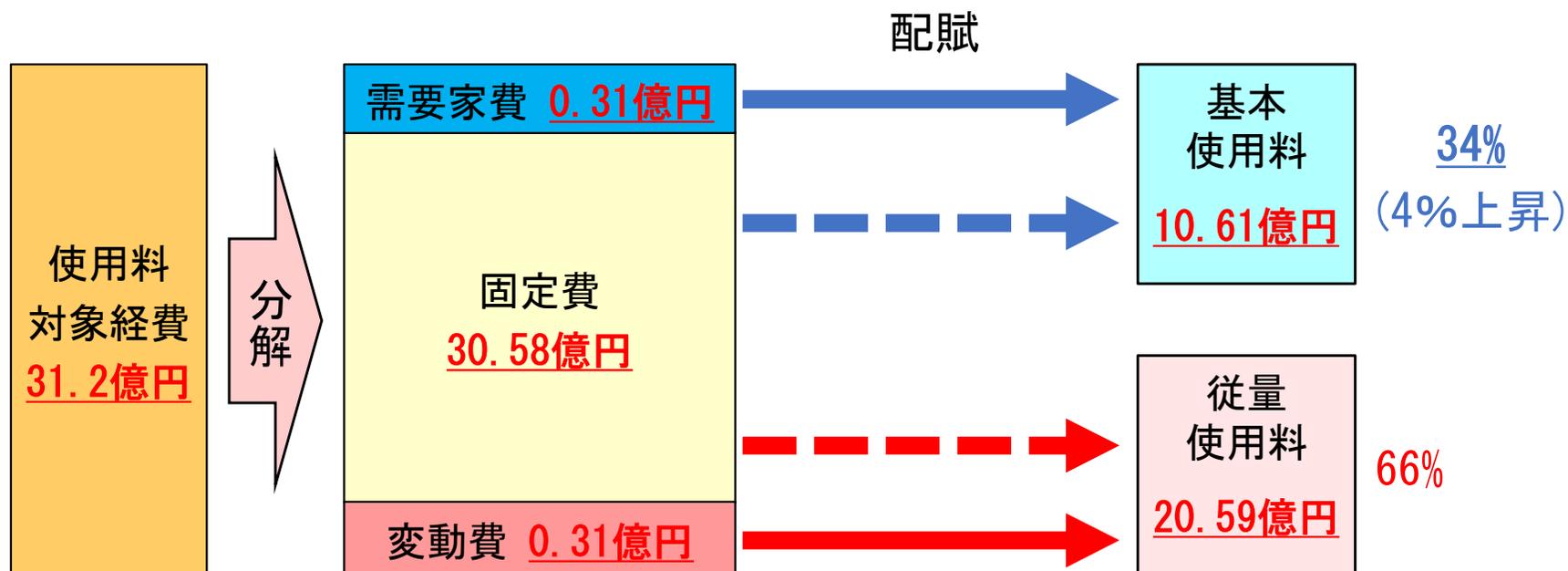


使用料対象経費の分解・配賦した結果より、基本使用料で9.36億円、従量使用料で21.84億円を回収する使用料体系を設定する。
⇒CASE. A案は、使用料体系上の基本使用料を1,590円に設定。

§ 2. 使用料体系の設定

2-2. 【STEP4】 使用料体系の設定 (CASE. B)

近年の物価高騰や人件費の上昇などを鑑み、CASE. A案より基本使用料を引き上げて設定するCASE. B案。



近年の物価高騰や人件費の上昇などを鑑み、使用料対象経費の基本使用料で賄う割合を34% (4%上昇を想定)とする。

⇒CASE. B案は、使用料体系上の基本使用料を1,800円に設定。

§ 2. 使用料体系の設定

2-2. 【STEP4】 使用料体系の設定 (CASE. C)

水量区分のうち、 20m^3 までを基本使用料に含んで設定するCASE. C案。

区 分		現行使用料体系
基本使用料		1,200円
従 量 使 用 料	20m^3 まで	40円
	$21\text{m}^3 \sim 60\text{m}^3$	100円
	$61\text{m}^3 \sim 100\text{m}^3$	150円
	$101\text{m}^3 \sim 200\text{m}^3$	200円
	$201\text{m}^3 \sim$	230円

基本使用料
(20m^3 までの水量区分含む)
 $1,200\text{円} + 40\text{円}/\text{m}^3 \times 20\text{m}^3 = 2,000\text{円}$

従量使用料
(21m^3 以上の水量区分)

水量区分のうち、 20m^3 までを基本使用料に含んで設定する。

(使用水量 20m^3 までは一律の負担となる)

⇒CASE. C案は、使用料体系上の基本使用料を2,000円に設定。

§ 2. 使用料体系の設定

2-3. 使用料改定案の概要

使用料改定案を以下に示します。

改定案	基本使用料	従量使用料	
		【パターン1】 全水量区分に一律の改定率	【パターン2】 特定水量区分に一律の改定率
CASE. A	1,590円	基本使用料の引き上げを最低限に抑え、全ての利用者に均等な改定率を適用し、広く負担を求める。	基本使用料の引き上げを最低限に抑え、従量使用料の割合が多い区分（～60m ³ ）に限定して改定し、影響範囲を絞る。
CASE. B	1,800円	基本使用料を中間的な水準とし、全ての利用者に均等な改定率を適用し、広く負担を求める。	基本使用料を中間的な水準とし、従量使用料の割合が多い区分（～60m ³ ）に限定して改定し、使用実態を踏まえた負担の調整を図る。
CASE. C	2,000円	基本使用料に20m ³ までの水量を含め、20m ³ を超える使用水量から従量使用料を課すことで、安定的な収入の確保を図る。	基本使用料に20m ³ までの水量を含めた上で、主要な水量区分について改定する。

§ 2. 使用料体系の設定

2-4. 各CASE案の比較

(税抜き)

使用水量	10m ³ /2ヵ月	20m ³ /2ヵ月	30m ³ /2ヵ月	40m ³ /2ヵ月	50m ³ /2ヵ月	60m ³ /2ヵ月
イメージ	 1人暮らし	 2人家族	 3~4人家族		 2世帯家族	
現行使用料	1,600円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
CASE. A-1	2,110円 (+510円)	2,630円 (+630円)	3,920円 (+920円)	5,210円 (+1,210円)	6,500円 (+1,500円)	7,790円 (+1,790円)
CASE. A-2	2,160円 (+560円)	2,730円 (+730円)	4,150円 (+1,150円)	5,570円 (+1,570円)	6,990円 (+1,990円)	8,410円 (+2,410円)
CASE. B-1	2,290円 (+690円)	2,780円 (+780円)	4,000円 (+1,000円)	5,220円 (+1,220円)	6,440円 (+1,440円)	7,660円 (+1,660円)
CASE. B-2	2,330円 (+730円)	2,860円 (+860円)	4,180円 (+1,180円)	5,500円 (+1,500円)	6,820円 (+1,820円)	8,140円 (+2,140円)
CASE. C-1	2,000円 (+400円)	2,000円 -	3,500円 (+500円)	5,000円 (+1,000円)	6,500円 (+1,500円)	8,000円 (+2,000円)
CASE. C-2	2,000円 (+400円)	2,000円 -	3,800円 (+800円)	5,600円 (+1,600円)	7,400円 (+2,400円)	9,200円 (+3,200円)

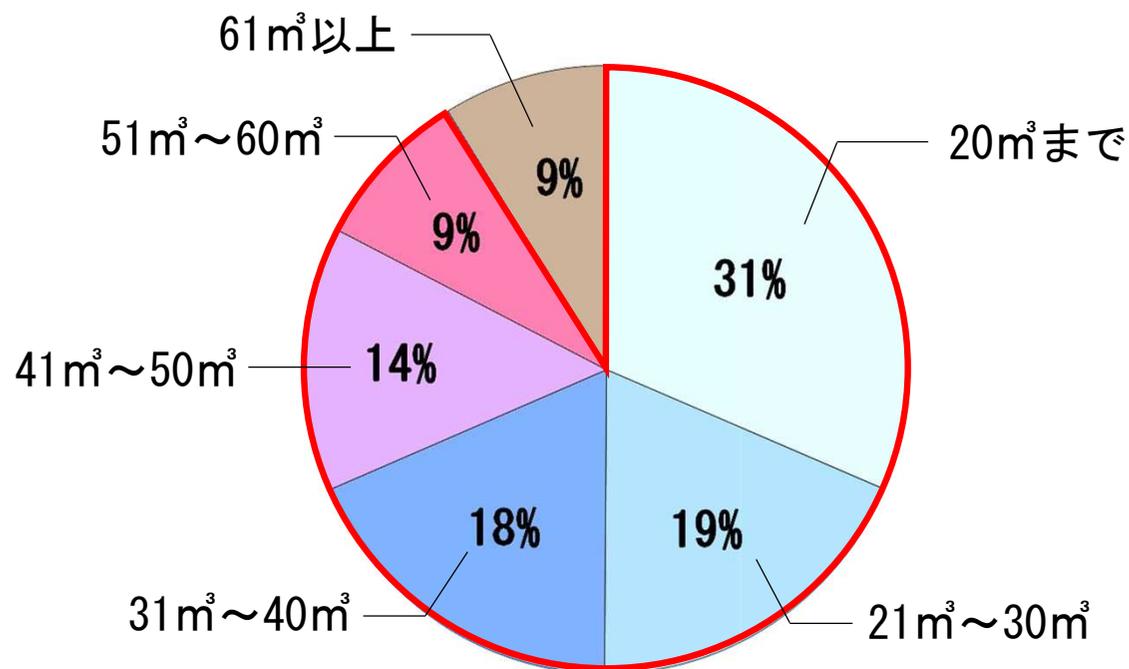
参考 1. 使用料対象経費の分解・配賦割合

使用料算定期間における使用料対象経費の分解・配賦割合を以下に示します。

(単位：千円)

項 目		使用料算定期間 (R9~R13) における污水处理費			
		計	需要家費	固定費	変動費
維持管理費	職員給与費	236,500	0	236,500	0
	流域維持管理負担	2,153,200	0	0	2,153,200
	動力費・光熱費	500	0	250	250
	通信運搬費	2,800	0	1,400	1,400
	修繕・材料費	13,000	0	6,500	6,500
	委託費	116,600	116,600	0	0
	その他	197,500	0	197,500	0
	計	2,720,100	116,600	442,150	2,161,350
資本費	減価償却費	1,839,947	0	0	1,839,947
	支払利息	1,136,812	0	1,136,812	0
	計	2,976,759	0	1,136,812	1,839,947
	合計	5,696,859	116,600	1,578,962	4,001,297
	割合	100%	1%	29%	70%

参考 2. 一般家庭における水量区分別世帯割合



一般家庭における水量区分別世帯割合

一般家庭における水量区分別世帯割合より、一般家庭では60m³以下の使用量に収まる世帯が約9割を占めております。そのため、ほとんどの家庭がこの範囲内で水を利用していることが確認できます。